

薩南海岸県立自然公園

指 定 書 (案)

[新規指定]

令和 年 月 日

鹿 児 島 県

目 次

1 指定理由	- 1 -
2 地域の概要	- 3 -
(1) 景観の特性	- 3 -
ア 地形, 地質	- 3 -
イ 植生・野生生物	- 3 -
ウ 自然現象	- 3 -
エ 文化景観	- 4 -
(2) 利用の現況	- 4 -
(3) 社会経済的背景	- 4 -
ア 土地所有別(陸域)	- 4 -
イ 人口及び産業	- 4 -
ウ 権利制限関係	- 5 -
(ア) 保安林	- 5 -
(イ) 鳥獣保護区	- 5 -
(ウ) 史跡名勝天然記念物	- 5 -
(エ) その他	- 6 -
3 公園区域	- 7 -

1 指定理由

① 景観

枕崎市の赤崩鼻から南九州市頴娃町郡に至る海岸と標高 466m の孤立峰の大野岳で構成される地域では、どこからも開聞岳を眺望することができる。この山は、古来船舶の航行の重要な目印であり、薩摩富士または海門とよばれる美しい姿をしている。番所鼻自然公園から開聞岳を望む眺望は、天下の絶景として伊能忠敬が称賛した風景とも言われている。

これらの風景の基礎を形成したのが、阿多カルデラの火山活動である。阿多カルデラは、24 万年前以降、火砕流等を噴出したとされ、10 万年～11 万年前に最大規模となる破局的噴火をしたと言われている。この地域一帯には、火砕流堆積物が凝固した凝灰岩が広く分布している。枕崎や頴娃の海岸線付近では、浸食されやすい未溶結凝灰岩の層に固い溶結凝灰岩の層が重なっている。溶結凝灰岩は冷えて固まるときに幾何学的なひび割れ（節理）が生じる。

また、赤崩鼻から石垣にかけては、溶結凝灰岩の下の柔らかい未溶結凝灰岩が浸食されて形成されたドーナツ状の環状岩礁や、さらに、波が当たる部分が浸食されて馬蹄形になった小さな入り江が多数形成されている。このように阿多カルデラの火砕流と波の浸食作用によって生じた表情豊かな海岸から、阿多カルデラの形成前に活動していた大野岳や、阿多カルデラの形成後に、カルデラ壁にそって新たに生まれた開聞岳を眺めることができる。

海岸に近い大野岳は、夜間に霧が発生するため適度に湿潤であり、標高により昼夜の寒暖差も大きく、良質の茶葉の産地として知られる。この地はかつて、火山性の堆積物により生産性の悪い土地であったが、土壌改良と池田湖の水を使った灌漑によって、周辺一帯が一大茶畑となっており、新しい人文景観を形成する。

海岸沿いにはクロマツなどの防風・防潮林が形成されており、背後の農地を潮風から保護している。海岸沿いの不利な条件を克服するため、人々が知恵を絞りながら農業を営んできた歴史が、その風景に現れている。また、海岸ではウミガメの保護活動として、海岸清掃や卵の保護が行われている。この地域は里地・里山・里海の風景がコンパクトに共存している。

また、枕崎の市内から東側の仁田浦町までにかけて、鯉節の工場が所在しており、近隣の二次林で伐採されたシイ、カシ、マテバシイ等の薪で燻す香りの風景がある。大野岳においては、地元有志の団体による茶寿階段が整備され、人々の健康や長寿への願いにあふれた風景がある。番所鼻においては、鳴らす回数で「恋愛成就、夫婦円満」「安産」など祈願できる鐘、カップルベンチなどがあり、幸せの願いにあふれた風景がある。

以上を踏まえ、本地域は、太古から続く火山活動と浸食作用によって形成された特異な地形とその背後の自然林や防潮林・防風林といった二次林を風景型式とし、それらに深くかかわってきた人々の営みがもたらす里地・里山・里海といった人文景観をも有するなど、本県の優れた自然の風景地である。

② 規模

本県立自然公園の区域面積は、489ha（陸域）である。

③ 自然性

当該地域の景観特性は、火山活動によって形成された番所鼻をはじめとする特異な海岸地形、火山活動がもたらした影響を克服して手に入れた茶畑などである。

また、当該地域を巡ることにより、名産の茶葉やそれを活かした加工品、農産物、海産物、温泉等の自然の恵みを享受することができる。このように、地形地質の形成史を反映した特徴的な地形地質が見られ、多様な生態系が文化的景観と相まって複合的に一体となって豊かな風景を形成している。

④ 利用

当該地域は、霧島錦江湾国立公園と坊野間県立自然公園の間に位置することから、その魅力を発信することで、利用者が南薩地域を連続的に堪能できるものとする。各展望場所から開聞岳、特異な海岸地形、茶畑などの風景鑑賞、海岸沿いの散策や自然観察、神社参り、海水浴やマリンスポーツ、利用後は当該公園周辺にある温泉利用など、利用者の目的に応じた多種多様な利用が見込める。

⑤ 地域社会の共存

住民説明会の開催や関係自治体の同意を経て、指定するものである。

以上、「県立自然公園の候補地の選定及び指定要領（令和元年2月13日付け自保第477号 鹿児島県環境林務部長通知）」に記載される要件を満たすことから、当該地域を、「薩南海岸県立自然公園」に指定するとともに、その主題を以下に設定することとする。

**火山が生んだ海岸地形と人々の営みと自然がもたらす里地・里山・里海風景
～伊能忠敬が称賛した天下の絶景～**

2 地域の概要

(1) 景観の特性

ア 地形、地質

大野岳以西から枕崎市の海岸にかけては、阿多カルデラから噴出した阿多火砕流堆積物からなる溶結凝灰岩の岩礁に覆われている。これらの潮間帯には波食棚と呼ばれる波の作用で形成された平滑な岩床面が広く分布している。

また、番所鼻から射楯兵主神社（釜蓋神社）にかけての海岸では、円丘に堆積した溶結凝灰岩の中心部が陥没した環状岩礁が多く、中心部に海水が貯まりプール状となったものや、環状の一部が崩壊して馬蹄形の入り江状になったものが連なるなど、海食作用による特異な地形が広がる。南九州市顛娃町御領から顛娃町郡にかけては砂浜海岸が分布している。

大野岳は、標高 466m の孤立峰であり、南薩火山群に属する小型の成層火山である。大野岳山頂は 360 度のパノラマが広がり、当該公園の海岸をはじめ、開聞岳や池田湖が眺望できる。

南薩地方一帯は、かつて火山砂礫層など不良土壌とその地形から水に恵まれず生産性の低い土地であったが、コラ排除事業や池田湖を水源とする国営かんがい排水事業などの結果、茶畑が発達し、今では南九州市は日本有数の産地になり、当該地域特有の景観を形成する。

イ 植生・野生生物

海岸部の一部では、海岸の風衝地など特殊な環境に成立する自然林のマサキトベラ群集がみられる。また、潮害や風害から農地や集落を守るため、クロマツ群落やタブノキ・ヤブニッケイなどの二次林が海岸沿いに分布している。文献によれば南九州市顛娃町の海岸や大野岳では、保護上重要な種の生育が確認されている。

南九州市知覧町の松ヶ浦の砂浜はウミガメの産卵地として知られ、周辺では鹿児島県の重要干潟として、加治佐川河口・竹迫川河口・水成川河口などの一帯の干潟群が選定されており、チワラスボ（県Ⅱ）、ゴマハゼ（県準）、タケノコカワニナ（県準）など希少な魚類や貝類が生息する。

ウ 自然現象

大野岳は、海岸に近く、夜間に霧が発生するため適度に湿潤であり、標高により昼夜の寒暖差が大きくなるため、良質の茶葉の産地に適した気象条件となる。

また、本公園の特徴である海岸景観と朝日が相まって、非日常的な空間を創出する。特に、大野岳山頂、番所鼻、御茶屋の場公園からは、開聞岳の背後から昇る朝日が神秘的な光景をもたらしている。

火山活動の恩恵として各地で温泉が湧いており、本公園周辺にはそれを利用した温泉施設が人々に癒しを提供している。

エ 文化景観

大野岳山頂付近の大野嶽神社は、鎌倉時代末期(1300年頃)に既に存在しており、健康長寿の神様とされる。この大野岳の山麓や南薩台地では、茶畑など畑地による生産が活発に行われている。かつては、シラス、礫、コラ等の不良土壌とその地形から水に恵まれなかった土地をコラ排除事業、かんがい排水事業、土地改良事業によって改善してきた結果、現在では、南薩地域を代表する茶畑景観が広がっている。

また、射楯兵主神社(釜蓋神社)は、文政年代より800年前に創建(1000年頃)され、古くから武の神様として畏敬されている。釜蓋神社から海岸を歩くシーホークウォークでつながる番所鼻は、1810年に日本地図作成のため訪れた伊能忠敬が「天下の絶景」と称賛した古くからの景勝地である。

(2) 利用の現況

海岸一帯では、開聞岳や海岸景観を堪能する場として、南九州市颯娃町の番所鼻自然公園をはじめとして、多くの展望スポットが存在する。番所鼻から釜蓋神社にかけては、海岸を歩きながら自然を探勝するシーホークウォークが整備されている。南九州市知覧町の松ヶ浦の砂浜は、ウミガメの産卵地であり、卵の保護や海岸の美化活動が行われている。また、松ヶ浦シーサイドパークにはシャワーやトイレ等があり、夏季は海水浴に利用される。

大野岳には、大野岳公園が整備されており、山頂の展望所からは西に薩摩半島南部の海岸、南に開聞岳、東に池田湖が眺望でき、360度の良好なパノラマ景観が広がる。山頂付近の大野嶽神社では、毎年春に茶農家が一斉に集まる「新茶祭」が開催される。

(3) 社会経済的背景

ア 土地所有別(陸域)

国有地	32 ha
公有地	198 ha
私有地	254 ha
不明地	5 ha

イ 人口及び産業

(平成27年国勢調査)

市名	世帯数(世帯)	人口(人)
枕崎市	10,062	22,046
南九州市	15,349	36,352

ウ 権利制限関係

(ア) 保安林

(国有林)

種類	位置	重複面積(ha)	指定年月日
潮害防備	枕崎市内 国有林鹿児島森林管理署 84 林班の一部	13.9	明 30.12.30
魚つき	枕崎市内 国有林鹿児島森林管理署 84 林班の一部	4.2	明 30.12.30

(民有林)

種類	位置	重複面積(ha)	指定年月日
土砂流出防備	南九州市穎娃町郡地内	0.3	平 04.01.28
潮害防備	南九州市知覧町塩屋地内	0.8	大 06.01.23
	南九州市知覧町南別府地内	4.6	大 06.01.23
	南九州市穎娃町別府地内	17.7	— 大 07.04.09
	南九州市穎娃町御領地内	18.9	— 大 03.12.05 昭 55.08.15
	南九州市穎娃町牧之内地内	21.1	— 昭 55.08.15
	南九州市穎娃町郡地内	6.4	大 03.12.05
干害防備	南九州市穎娃町郡地内	12.1	昭 61.07.09

注) 「-」 は一部で指定年月日が不明のものが存在する場合に示す。

(イ) 鳥獣保護区

名称	位置	重複面積 (ha)	当初指定年月日
戸柱番所鳥獣保護区	南九州市穎娃町地内	49	昭 47.11.01

(ウ) 史跡名勝天然記念物

区分	名称	位置	指定年月日
県指定天然記念物	番所鼻の溶結凝灰岩の環状プール群	南九州市穎娃町別府地内	平 31.04.19
県指定名勝	番所鼻の溶結凝灰岩の環状プール群	南九州市穎娃町別府地内	平 31.04.19
市指定史跡	ヘヤッグマ (石灰焼窯)	南九州市知覧町南別府地内	平 18.05.17
市指定天然記念物	キイレツチトリモチ	南九州市穎娃町別府地内	昭 49.12.16

(エ) その他

(海岸保全区域)

海岸所管 省庁	地区名	重複延長 (m)	位 置	指定年月日
農林水産省 (水産庁)	枕崎漁港	628	枕崎市枕崎字牟田河南	昭 43.12.09
	穎娃漁港 (石垣)	1,018	南九州市穎娃町別府字赤石 尻～字鯨ヶ字都	令元.09.03
	穎娃漁港 (大川)	467	南九州市穎娃町別府字瀬之 上～字住吉	令元.09.03
国土交通省 (水管理・ 国土保 全 局)	郡地区	7,600	南九州市穎娃町郡字中園原 ～穎娃町御領字瀬之上	昭 33.04.01
	塩屋地区	2,600	南九州市知覧町南別府字三 戸崎～知覧町塩屋字小浜	昭 56.11.02
	松ヶ浦地区	590	南九州市知覧町南別府字前 山～字四角場	平 9.2.17
	十町地区	170	指宿市開闢十町字物袋	昭 34.12.2

3 公園区域

薩南海岸県立自然公園の区域を次のとおりとする。

(表1：公園区域（陸域）表)

区 域	面積 (ha)								
枕崎市内 国有林鹿児島森林管理署 84 林班の一部及びその地先海岸	73								
枕崎市 板敷南町，岩戸町，白沢西町，白沢東町及び仁田浦町の各一部 並びに各地先海岸	<table border="0"> <tr> <td>国</td> <td>29</td> </tr> <tr> <td>公</td> <td>24</td> </tr> <tr> <td>私</td> <td>20</td> </tr> </table>	国	29	公	24	私	20		
国	29								
公	24								
私	20								
南九州市 穎娃町郡，穎娃町御領，穎娃町別府，穎娃町牧之内，知覧町塩屋 及び知覧町南別府の各一部並びに各地先海岸	<table border="0"> <tr> <td>国</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>公</td> <td>174</td> </tr> <tr> <td>私</td> <td>234</td> </tr> <tr> <td>不</td> <td>5</td> </tr> </table>	国	3	公	174	私	234	不	5
国	3								
公	174								
私	234								
不	5								
合 計	<table border="0"> <tr> <td>国</td> <td>32</td> </tr> <tr> <td>公</td> <td>198</td> </tr> <tr> <td>私</td> <td>254</td> </tr> <tr> <td>不</td> <td>5</td> </tr> </table>	国	32	公	198	私	254	不	5
国	32								
公	198								
私	254								
不	5								

(表2：公園区域（海域）表)

区 域	面積 (ha)
枕崎市，指宿市及び南九州市の地先海面の一部	4,431ha

薩南海岸県立自然公園

公園計画書(案)

[新規指定]

令和 年 月 日

鹿児島県

目 次

1 基本方針	- 1 -
(1) 保護に関する方針	- 1 -
(2) 利用に関する方針	- 1 -
2 規制計画	- 2 -
(1) 保護規制計画	- 2 -
ア 特別地域	- 2 -
(ア) 第2種特別地域	- 3 -
(イ) 第3種特別地域	- 6 -
イ 関連事項	- 7 -
(ア) 普通地域	- 8 -
ウ 面積内訳	- 9 -
3 事業計画	- 10 -
(1) 施設計画	- 10 -
ア 利用施設計画	- 10 -
(ア) 単独施設	- 10 -
(イ) 道路	- 11 -
a 車道	- 11 -
b 歩道	- 11 -

1 基本方針

(1) 保護に関する方針

ア 海岸

阿多火砕流堆積物からなる溶結凝灰岩が、海食作用によって波食棚や環状岩礁といった特異な地形が形成されている。

植生は海岸風衝地の特異な環境に成立する自然林のマサキトベラ群集が一部分布する他、クロマツやタブノキヤブニッケイなど二次林が分布し、文献によれば南九州市穎娃町の海岸には、保護上重要な種が生育する。

南九州市穎娃町の松ヶ浦はウミガメの産卵地として知られ、産卵された卵の保護や海岸の美化活動が実施されている。また、加治佐川河口・竹迫川河口・水成川河口などの一帯の干潟群が鹿児島県の重要干潟として選定されており、チワラスボ（県Ⅱ）、ゴマハゼ（県準）、タケノコカワニナ（県準）など保護上重要な魚類や貝類が生息する。

以上のことから、特異な地形とその背後に広がる防潮・防風林の一体的・連続的な風景の保護に加え、保護上重要な種の生息・生育の場の保護を図る。さらに、国内を代表する景勝地である開聞岳を様々な場所から眺望できることから、霧島錦江湾国立公園の風景鑑賞の場としての価値の保護を図る。

イ 大野岳

大野岳は標高 466m の孤立峰である。植生は、頂上付近にススキ群団など二次草原、頂上を取り囲むようにタブノキヤブニッケイ二次林が分布している。また、山麓は特産の茶畑が広がり、当該地域特有の景観を形成する。利用施設としては、大野岳公園が整備されており、山頂の展望所から西に薩摩半島南部の海岸、南に開聞岳、東に池田湖が眺望でき、360 度の良好なパノラマ景観が広がる。大野岳はなだらかな丘陵地に孤立していることから、様々な場所で開聞岳と同様に眺望することができる。

以上のことから、大野岳全体の良好な風致及び当該公園の海岸部や霧島錦江湾国立公園の風景鑑賞の場としての価値の保護を図る。

(2) 利用に関する方針

ア 海岸一帯では、開聞岳や海岸景観を堪能する場として、南九州市穎娃町の番所鼻自然公園をはじめとして、多くの展望スポットが存在する。番所鼻から射楯兵主神社（釜蓋神社）にかけては、海岸を歩きながら自然を探勝するシーホーウォークが整備されている。松ヶ浦シーサイドパークにはシャワーやトイレ等があり、夏季は海水浴に利用される。このため、海岸地帯は、各展望場所から開聞岳、特異な海岸地形、茶畑などの風景鑑賞、海岸沿いの散策や自然観察、神社参り、海水浴やマリンスポーツによる利用促進を図るものとする。

イ 大野岳には、大野岳公園が整備されており、山頂の展望所からは西に薩摩半島南部の海岸、南に開聞岳、東に池田湖が眺望でき、360 度の良好なパノラマ景観が広がる。山頂付近の大野嶽神社では、毎年春に茶農家が一斉に集まる「新茶祭」が開催される。

このため、大野岳では、展望所からの風景鑑賞、神社参りによる利用促進を図るものとする。

2 規制計画

(1) 保護規制計画

ア 特別地域

次の区域を特別地域とする。

(表1：特別地域総括表)

区 域	面積 (ha)
枕崎市 板敷南町，岩戸町，白沢西町，白沢東町及び仁田浦町各一部並びに各地先海岸	24 (国 0 公 24 私 0)
南九州市 颯娃町郡，颯娃町御領，颯娃町別府，颯娃町牧ノ内，知覧町塩屋及び知覧町南別府の各一部並びに各地先海岸	108 (国 0 公 100 私 3 不 5)
合 計	132 (国 0 公 124 私 3 不 5)

(ア) 第2種特別地域

次の区域を第2種特別地域とする。

(表2：第2種特別地域総括表)

区 域	面積 (ha)
枕崎市 板敷南町，岩戸町，白沢西町，白沢東町及び仁田浦町の各一部並びに各地先海岸	24 国 0 公 24 私 0
南九州市 穎娃町郡，穎娃町御領，穎娃町別府，穎娃町牧之内，知覧町塩屋及び知覧町南別府の各一部並びに各地先海岸	80 国 0 公 73 私 2 不 5
合 計	104 国 0 公 97 私 2 不 5

(表3：第2種特別地域内訳表)

名称	区 域	地区の概要	面積 (ha)
枕崎市海岸	枕崎市 板敷南町, 岩戸町, 白沢西町, 白沢東町及び仁田浦町の各一部並びに各地先海岸	枕崎市赤崩鼻から南九州市に至る海岸は, 阿多火砕流堆積物からなる溶結凝灰岩の岩礁にふちどられている。これらは, 海食作用によって, 波食棚や環状岩礁といった特異な地形が形成されている。これら特異な地形とその背後に広がる防潮・防風林は一体的・連続的に風致の維持を図る必要の高い地域である。	24 0 24 0 (国 公 私)
南九州市海岸	南九州市 顕娃町郡, 顕娃町御領, 顕娃町別府, 顕娃町牧之内, 知覧町塩屋及び知覧町南別府の各一部並びに各地先海岸	知覧町塩屋から顕娃町別府に至る海岸は, 阿多火砕流堆積物からなる溶結凝灰岩の岩礁にふちどられている。これらは, 海食作用によって, 波食棚や環状岩礁といった特異な地形が形成されている。また, 顕娃町御領から顕娃町郡の海岸には砂浜海岸が広がり, サーフインなど行われている。顕娃町別府の番所鼻と射楯兵主神社(釜蓋神社)の間の海岸は約2.5kmに渡って海岸を歩く「シーホーウオーク」が整備されている。また, 番所鼻自然公園では自然観察や絶景が堪能できる。海岸部の植生はクロマツ群落やタブノキやヤブニッケイなど二次林が分布し, 文献によれば南九州市顕娃町の海岸は, 保護上重要な種が生育する。知覧町の松ヶ浦はウミガメの産卵地として知られ, 産卵された卵の保護や海岸の美化活動が実施されている。加治佐川河口・竹迫川河口・水成川河口などの一帯の干	

	<p>潟群が鹿児島県の重要干潟として選定されており、チワラスボ（県Ⅱ）、ゴマハゼ（県準）、タケノコカワニナ（県準）など保護上重要な種の魚類や貝類が生息する。</p> <p>当該地域は、特異な地形とその背後に広がる防潮・防風林の一体的・連続的な風景に加え、保護上重要な種の生息・生育の場となっており、風致の維持を図る必要の高い地域である。</p>	<p style="text-align: right;">80</p> <table style="margin-left: auto; margin-right: 0;"> <tr><td style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">国</td></tr> <tr><td style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">公</td></tr> <tr><td style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">私</td></tr> <tr><td style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">不</td></tr> </table> <p style="text-align: right;">0 73 2 5</p>	国	公	私	不
国						
公						
私						
不						
合 計		<p style="text-align: right;">104</p> <table style="margin-left: auto; margin-right: 0;"> <tr><td style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">国</td></tr> <tr><td style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">公</td></tr> <tr><td style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">私</td></tr> <tr><td style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">不</td></tr> </table> <p style="text-align: right;">0 97 2 5</p>	国	公	私	不
国						
公						
私						
不						

(イ) 第3種特別地域

次の区域を第3種特別地域とする。

(表4：第3種特別地域総括表)

区 域	面積 (ha)
南九州市 穎娃町郡及び穎娃町牧之内の各一部	28 (国 0 公 27 私 1)
合 計	28 (国 0 公 27 私 1)

(表5：第3種特別地域内訳表)

名	称	区	域	地区の概要	面積 (ha)
大野岳		南九州市 穎娃町郡及び穎娃町牧之内の各一部		<p>大野岳は標高 466m の孤立峰である。植生は、頂上付近にススキ群団など二次草原、頂上を取り囲むようにタブノキーヤブニッケイ二次林が分布している。</p> <p>また、山麓は特産の茶畑が広がり、当該地域特有の景観を形成する。利用施設としては、大野岳公園が整備されており、山頂の展望所から西に薩摩半島南部の海岸、南に開聞岳、東に池田湖が眺望でき、360 度の良好なパノラマ景観が広がる。大野岳はなだらかな丘陵地に孤立していることから、様々な場所で開聞岳と同様に眺望することができ</p> <p>る。</p> <p>大野岳全体の良好な風致及び当該公園の海岸部や霧島錦江湾国立公園の風景鑑賞の場としての維持を図る必要が高い地域である。</p>	<p>28</p> <p>(国 0 公 27 私 1)</p>
合 計					<p>28</p> <p>(国 0 公 27 私 1)</p>

イ 関連事項

(ア) 普通地域

普通地域の区域は、次のとおりである。

(表 6 : 普通地域表)

区 域	面積 (ha)
枕崎市 国有林鹿児島森林管理署国有林 84 林班の一部及びその地先海岸	49 (国 29)
枕崎市 板敷南町, 白沢西町, 白沢東町及び仁田浦町の各一部	0 (公 0 私 20)
南九州市 穎娃町郡, 穎娃町牧之内, 知覧町塩屋及び知覧町南別府の各一部 穎娃町御領及び穎娃町別府の各一部並びに各地先海岸	308 (国 3 公 74 私 231 不 0)
陸 域 合 計	357 (国 32 公 74 私 251 不 0)
陸域公園区域の地先海面の一部	4,431
合 計	4,788

ウ 面積内訳

(表7：地域地区別土地所有別面積総括表)

地域区分	特別地域												普通地域 (海域)	合計 (海域)								
	第1種特別地域						第2種特別地域								第3種特別地域							
	国	公	私	不明	国	公	私	不明	国	公	私	不明			国	公	私	不明				
土地所有別	—	—	—	—	0	97	2	5	0	27	1	—	32	74	251	0	32	198	254	5		
土地所有別面積																						
地域区分別面積 (比率)	— (—)						104 (21.3)						28 (5.7)						357 (73.0)		489 (100.0)	
合計																	489 (100.0)		4,431 (100.0)			

(単位：面積 ha, 比率%)

(表8：地域地区別市町村別面積総括表)

地域地区名 市町村名	特別地域						普通地域 (海域)	合計 (海域)
	第1種	第2種	第3種	小計	普通地域 (陸域)	合計 (陸域)		
枕崎市	—	24	0	24	49	73	4,431	
指宿市	—	0	0	0	0	0	4,431	
南九州市	—	80	28	108	308	416	4,431	
合計	—	104	28	132	357	489	4,431	

(単位：ha)

3 事業計画
 (1) 施設計画
 ア 利用施設計画
 (ア) 単独施設

単独施設を次のとおりとする。

(表9：単独施設表)

番号	種類	位置	整備方針	告示年月日
1	園地	南九州市 穎娃町郡 (大野岳公園)	当該公園の海岸及び霧島錦江湾国立公園の展望や山頂付近を散策するため、展望所、園路、駐車場、トイレ等を整備する。	
2	水泳場	南九州市 知覧町南別府 (松ヶ浦シーサイドパーク)	海水浴利用等のため、シャワー、トイレ、駐車場等を整備する。	
3	園地	南九州市 知覧町塩屋〔御茶屋の場公園 正式名称：西塩屋公園〕	当該公園の海岸及び霧島錦江湾国立公園を展望するため、四阿、ベンチ等を整備する。	
4	園地	南九州市 穎娃町別府 (戸柱公園)	当該公園の海岸及び霧島錦江湾国立公園を展望するため、四阿、ベンチ等を整備する。	
5	園地	南九州市 穎娃町別府〔番所鼻自然公園 正式名称：番所公園〕	当該公園の海岸及び霧島錦江湾国立公園の展望や海岸の自然観察のため、展望所、園路、駐車場、トイレ等を整備する。	
6	園地	南九州市 穎娃町郡 (瀬平公園)	当該公園の海岸及び霧島錦江湾国立公園を展望するため、四阿やベンチ等を整備する。	

(イ) 道路

a 車道

車道を次のとおりとする。

(表 10：道路(車道)表)

番号	路線名	区 間	主要経過地	整備方針	告示年月日
1	市道瀬谷大野岳線	起点：南九州市颯娃町郡 終点：南九州市颯娃町郡（大野岳山頂付近）	大野岳	南九州市颯娃町郡から大野岳山頂付近に至る車道として整備する。	

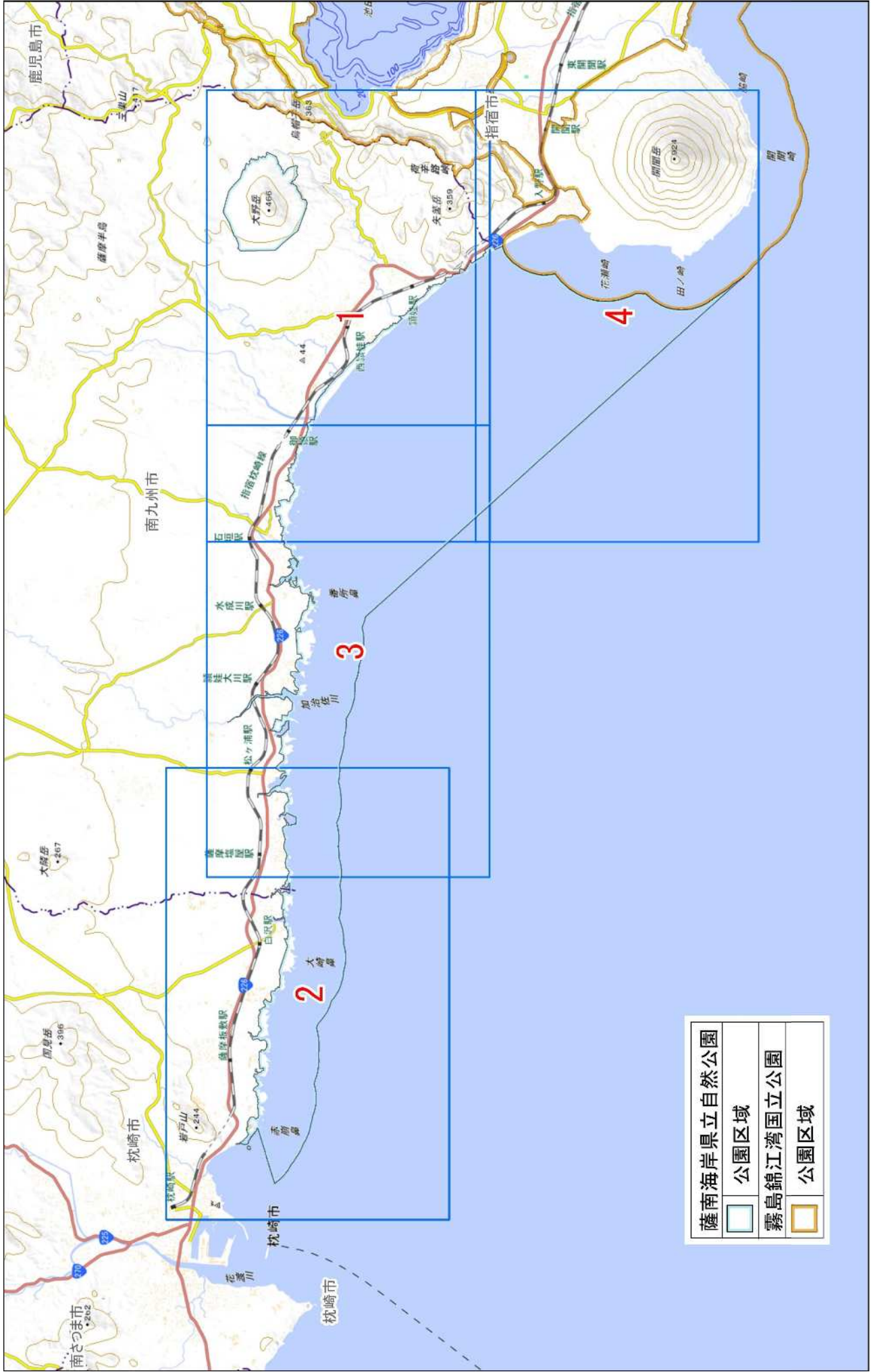
b 歩道

歩道を次のとおりとする。

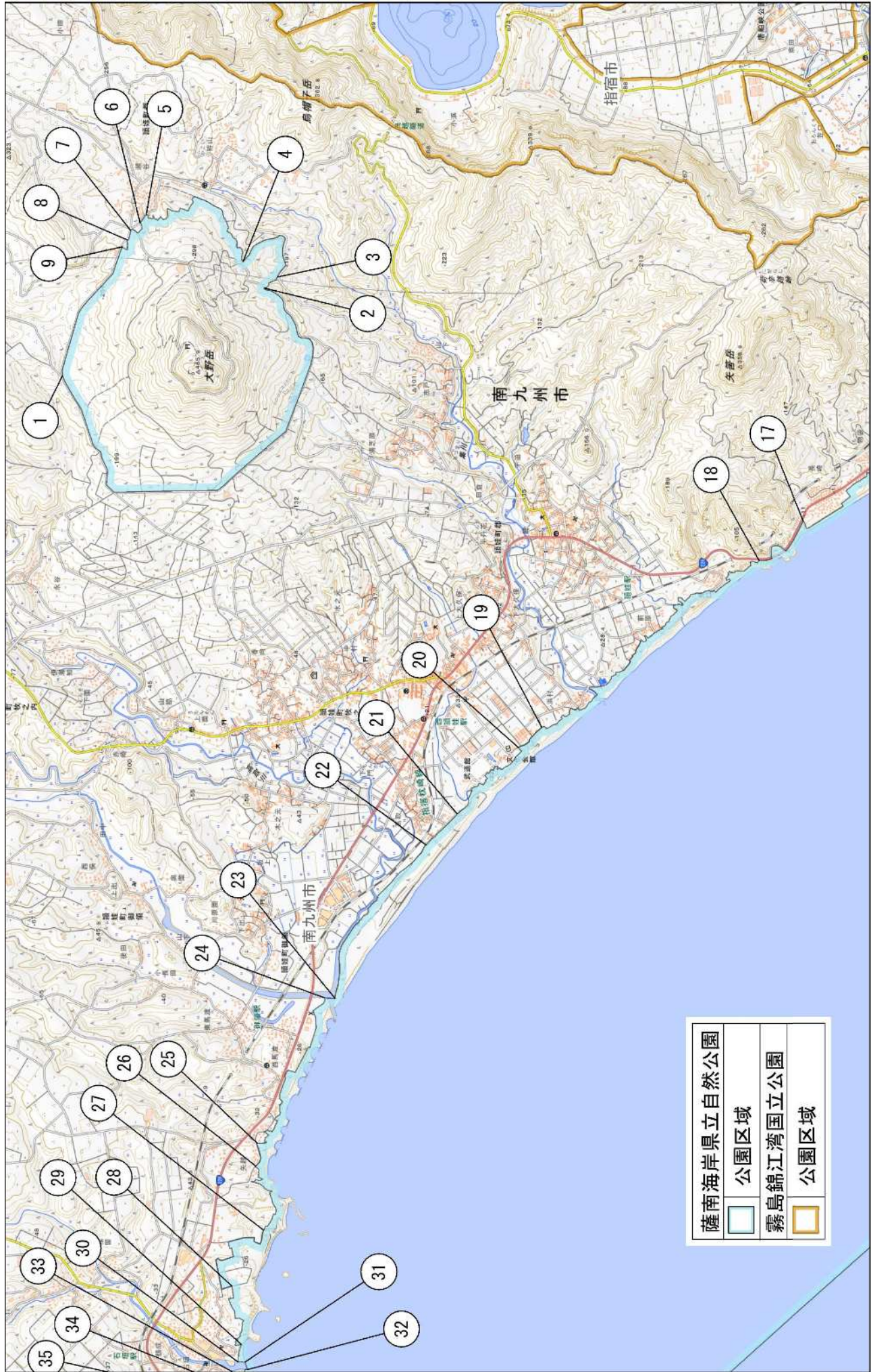
(表 11：道路(歩道)表)

番号	路線名	区 間	主要経過地	整備方針	告示年月日
1	大野岳山頂線	起点：南九州市颯娃町郡 終点：南九州市颯娃町郡（大野岳山頂）	大野岳山頂	市道終点から大野岳山頂に至る歩道として整備する。	
2	シーホーウオーク	起点：南九州市颯娃町別府（釜蓋神社） 終点：南九州市颯娃町別府（颯娃漁港）	釜蓋神社、番所鼻自然公園	釜蓋神社から海岸沿いに番所鼻自然公園を経由して颯娃漁港に至る歩道として整備する。	

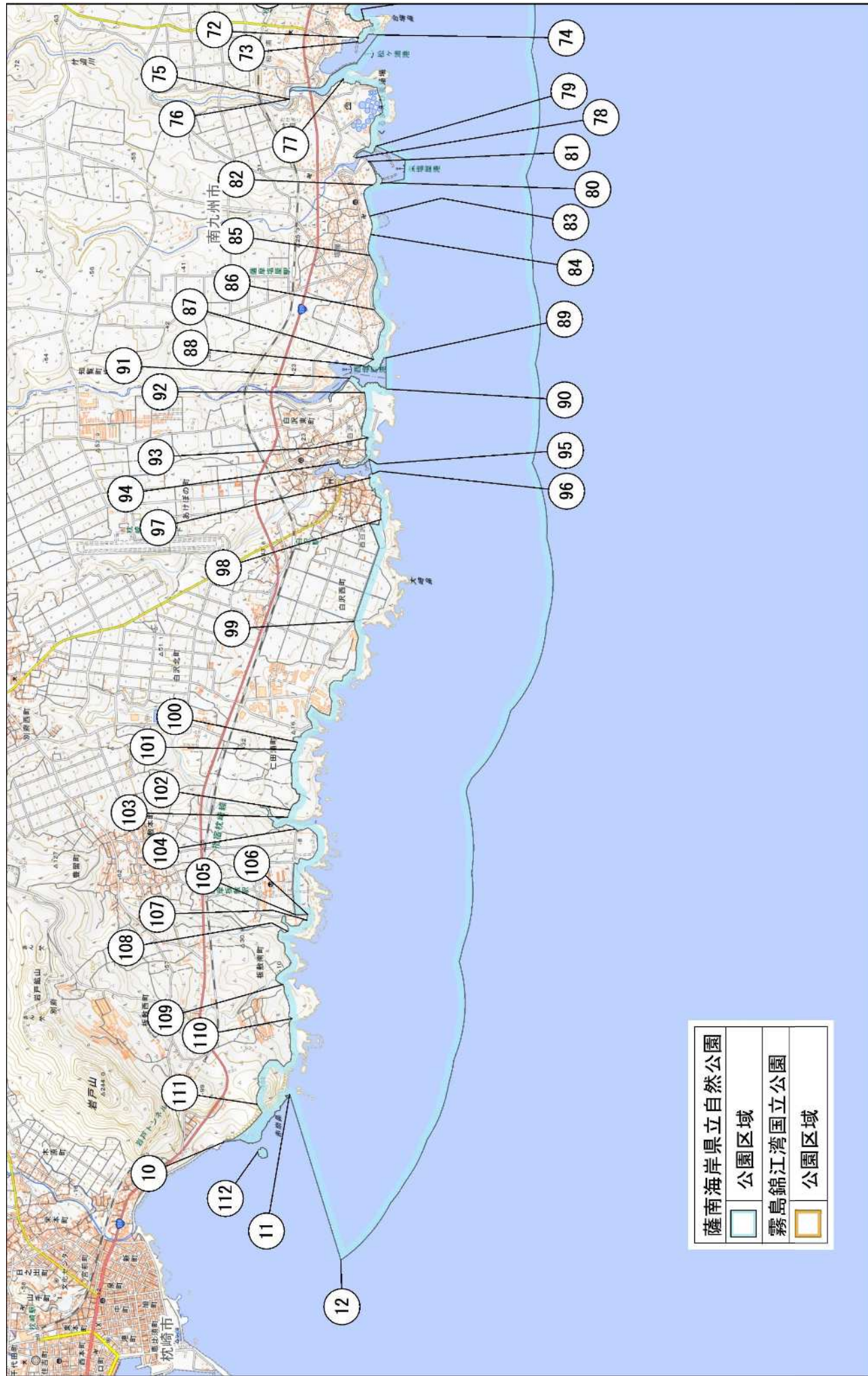
薩南海岸県立自然公園 公園区域図 位置図



薩南海岸県立自然公園 公園区域図 1

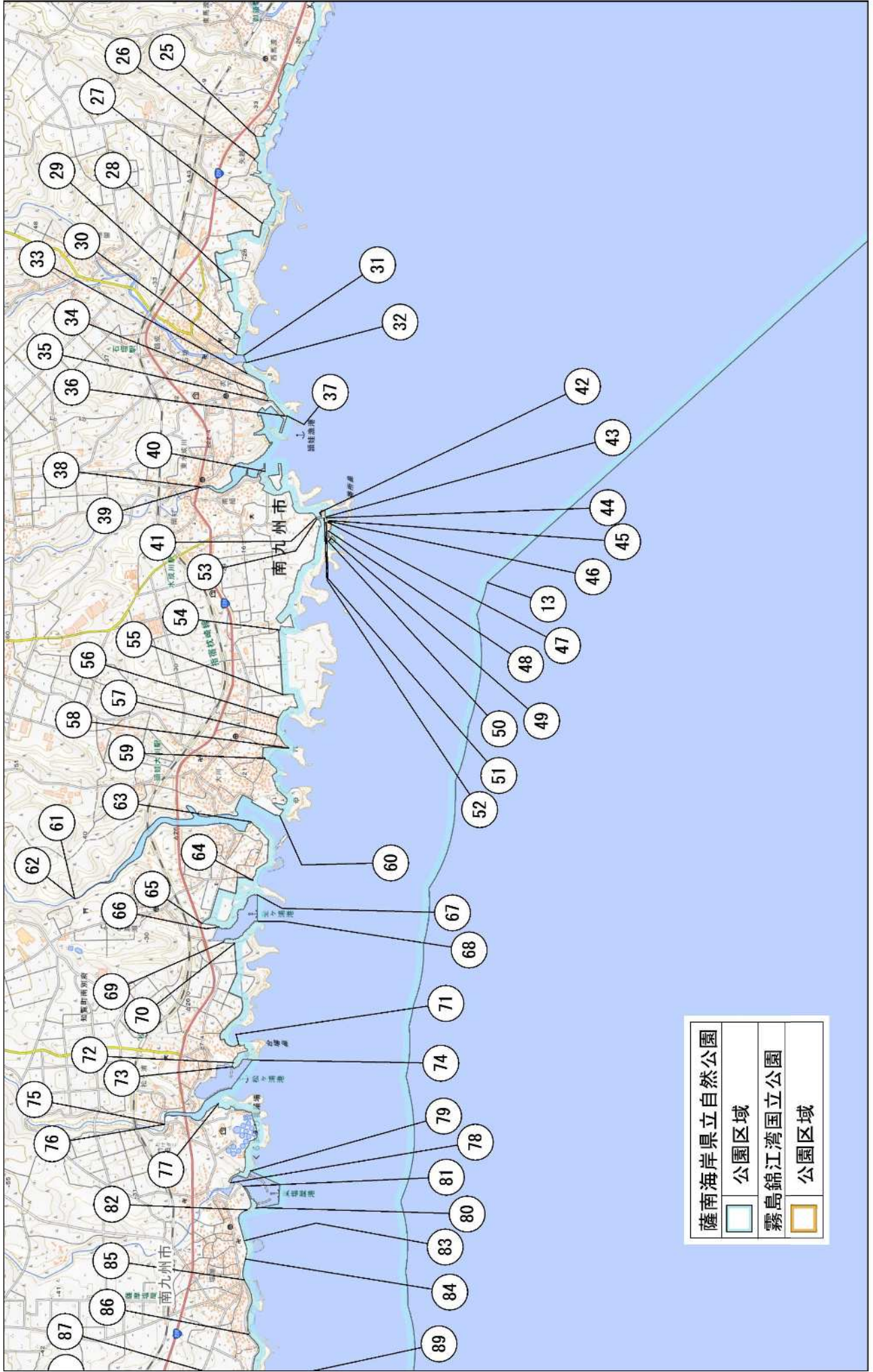


薩南海岸県立自然公園 公園区域図 2



1:25,000

薩南海岸県立自然公園 公園区域図 3



薩南海岸県立自然公園 公園区域図 4

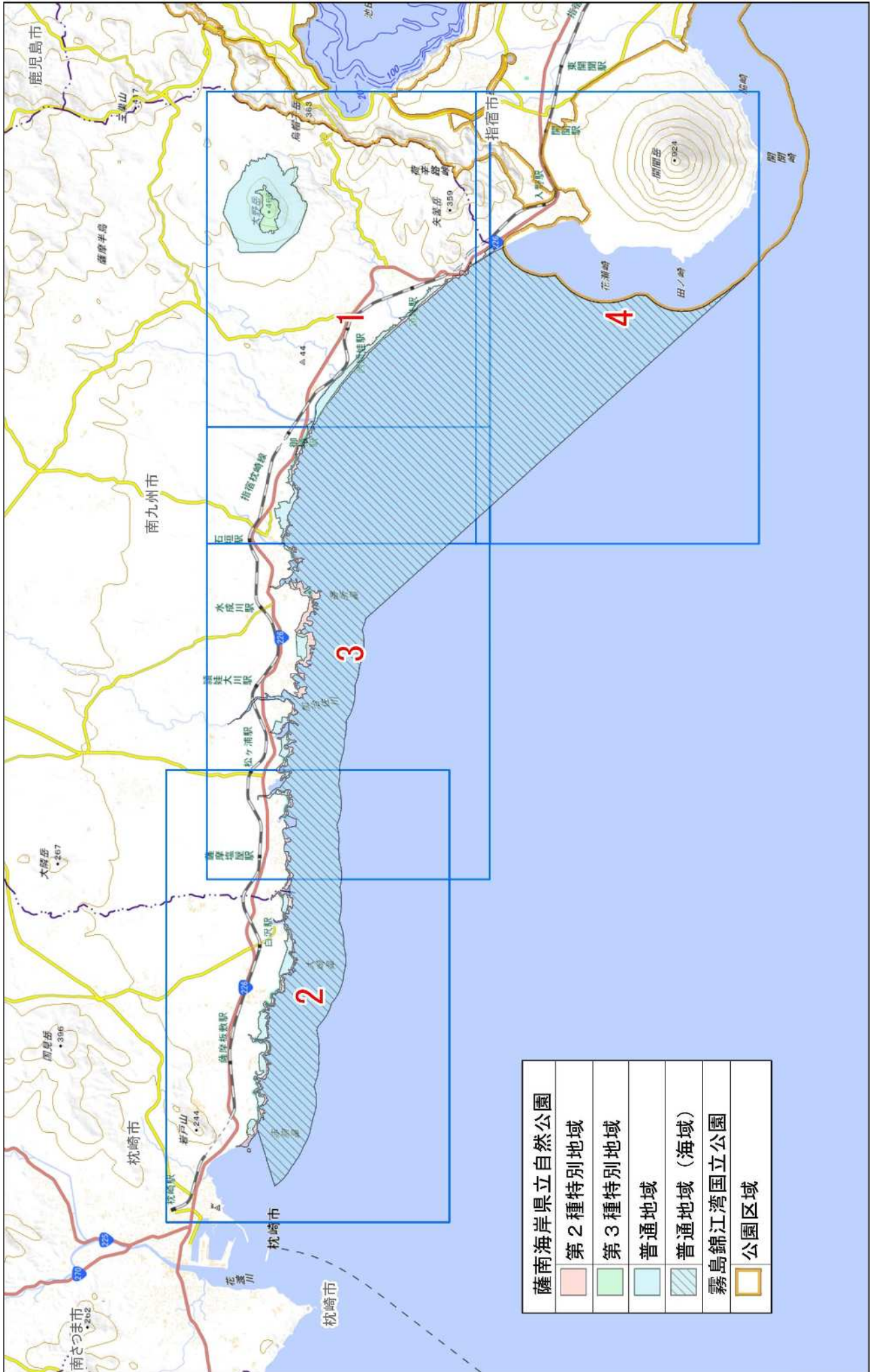


番号	公園区域
1	道路敷(除)界
2	地番界
3	道路敷(除)界
4	地番界
5	道路敷(除)界
6	地番界
7	道路敷(除)界
8	地番界
9	道路敷(除)界
10	汀線界(隠頭岩含む)
11	枕崎漁港区域界
12	汀線から沖合1km線界
13	界線(江島神社と新井村江島区立公園普通道東側寄)
14	霧島錦江湾国立公園区域界
15	汀線界
16	小班界
17	道路敷(除)界
18	小班界
19	道路敷(除)界
20	小班界
21	道路敷(除)界
22	小班界
23	見渡線界(47番地より14小段の北端から9小段南側の東端)
24	小班界
25	道路敷(除)界
26	小班界
27	道路敷(除)界
28	小班界
29	林班界
30	汀線界
31	東端線界(江島区成基浦部から志呂港東側寄)
32	小班界
33	道路敷(除)界
34	小班界
35	道路敷(除)界
36	小班界
37	汀線界(水成川左岸界含む)
38	構造物界(堰)
39	構造物界(水成川右岸界含む)
40	地番界
41	道路敷(除)界
42	道路敷(除)界

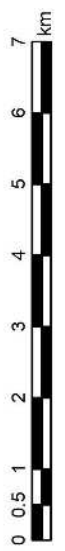
番号	公園区域
42	地番界
43	構造物界(四阿)
44	道路敷(除)界
45	地番界
46	構造物界(建物撤去跡)
47	地番界
48	道路敷(除)界
49	地番界
50	道路敷(除)界
51	構造物界(駐車場)
52	道路敷(除)界
53	地番界
54	道路敷(除)界
55	地番界
56	道路敷(除)界
57	小班界
58	道路敷(除)界
59	小班界
60	汀線界(加治佐川左岸界含む)
61	構造物界(堰)
62	汀線界(加治佐川左岸界含む)
63	小班界
64	道路敷(除)界
65	小班界
66	汀線界
67	聖ヶ浦港湾区域界
68	汀線界
69	小班界
70	道路敷(除)界
71	小班界
72	林班界
73	汀線界
74	東端線界(北ヶ浦港湾区域鉄橋から志呂港東側寄)
75	構造物界(堰)
76	汀線界(竹迫川左岸界含む)
77	小班界
78	汀線界
79	東端港湾区域界
80	汀線界
81	小班界
82	汀線界
83	汀線界

番号	公園区域
83	小班界
84	汀線界
85	小班界
86	道路敷(除)界
87	小班界
88	道路敷(除)界
89	汀線界
90	西塩屋港湾区域界
91	汀線界(永沢川左岸界含む)
92	国有林界
93	道路敷(除)界
94	国有林界
95	汀線界
96	白沢洋漁港湾区域界
97	汀線界
98	国有林界
99	道路敷(除)界
100	国有林界
101	地番界
102	道路敷(除)界
103	地番界
104	国有林界
105	道路敷(除)界
106	地番界
107	国有林界
108	地番界
109	国有林界
110	地番界
111	国有林界
112	地番界
113	隠頭岩界

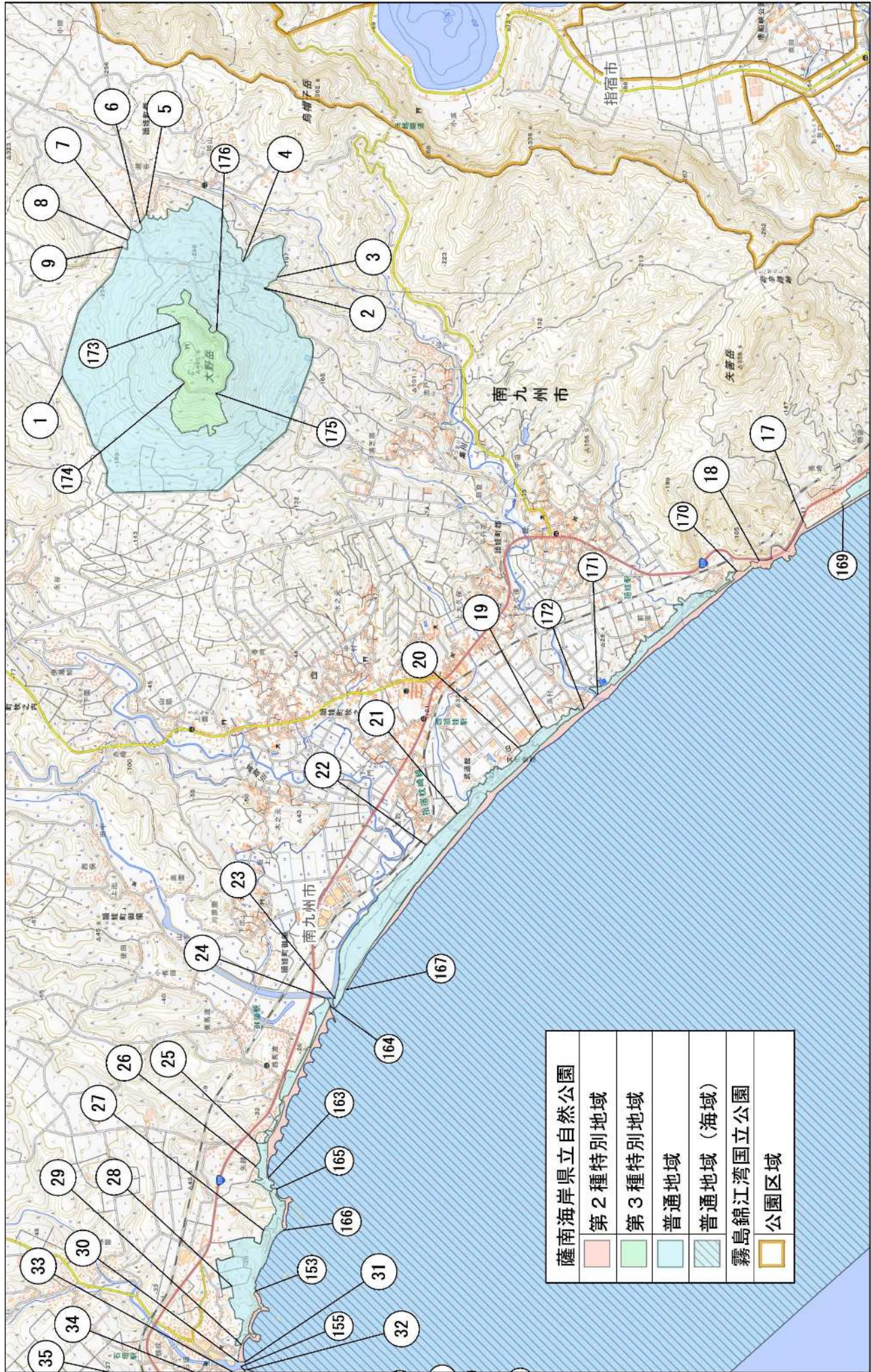
薩南海岸県立自然公園保護規制計画図 位置図



1:75,000



薩南海岸県立自然公園保護規制計画図 1



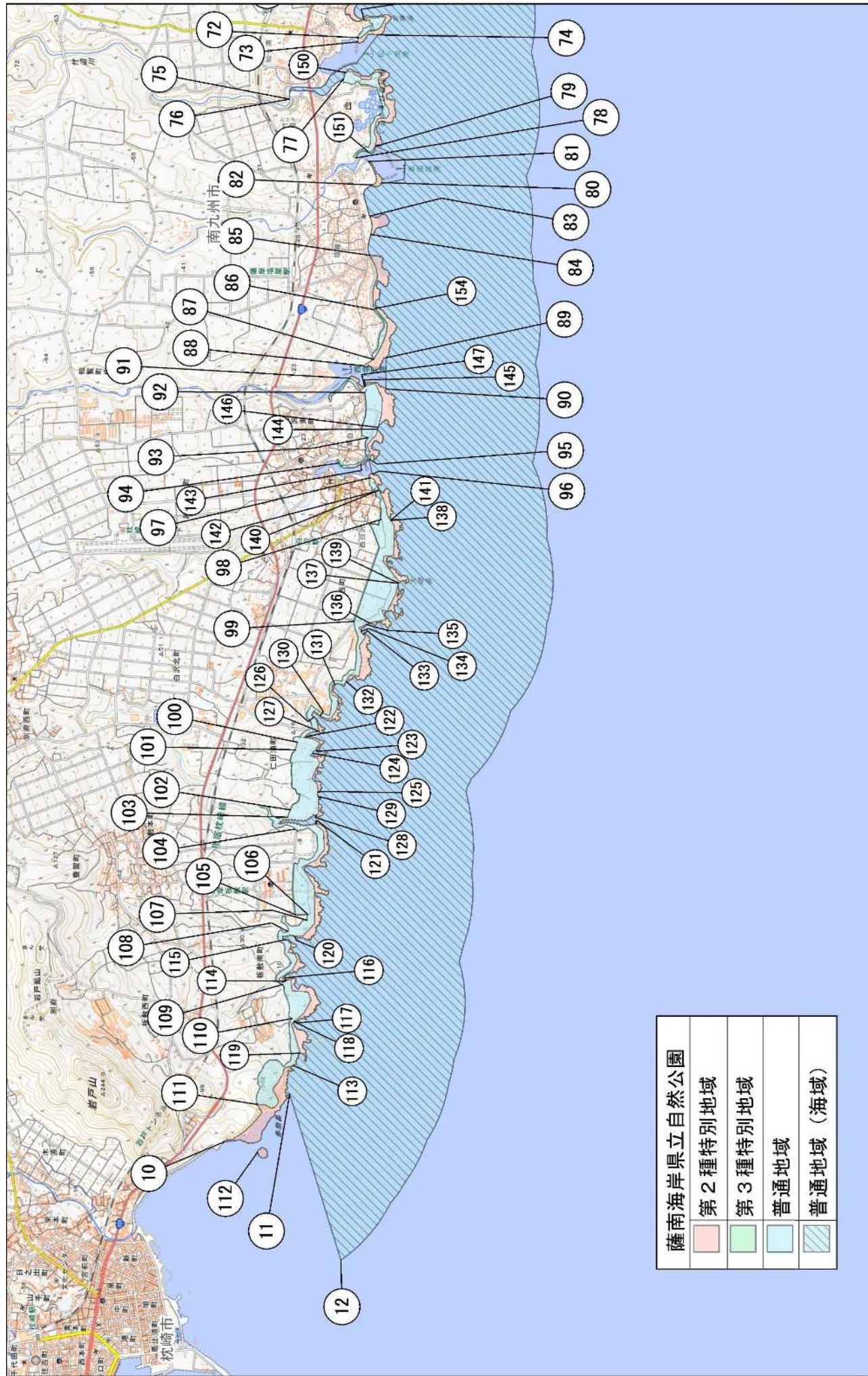
薩南海岸県立自然公園	
	第2種特別地域
	第3種特別地域
	普通地域
	普通地域(海域)
	霧島錦江湾国立公園
	公園区域

1:25,000

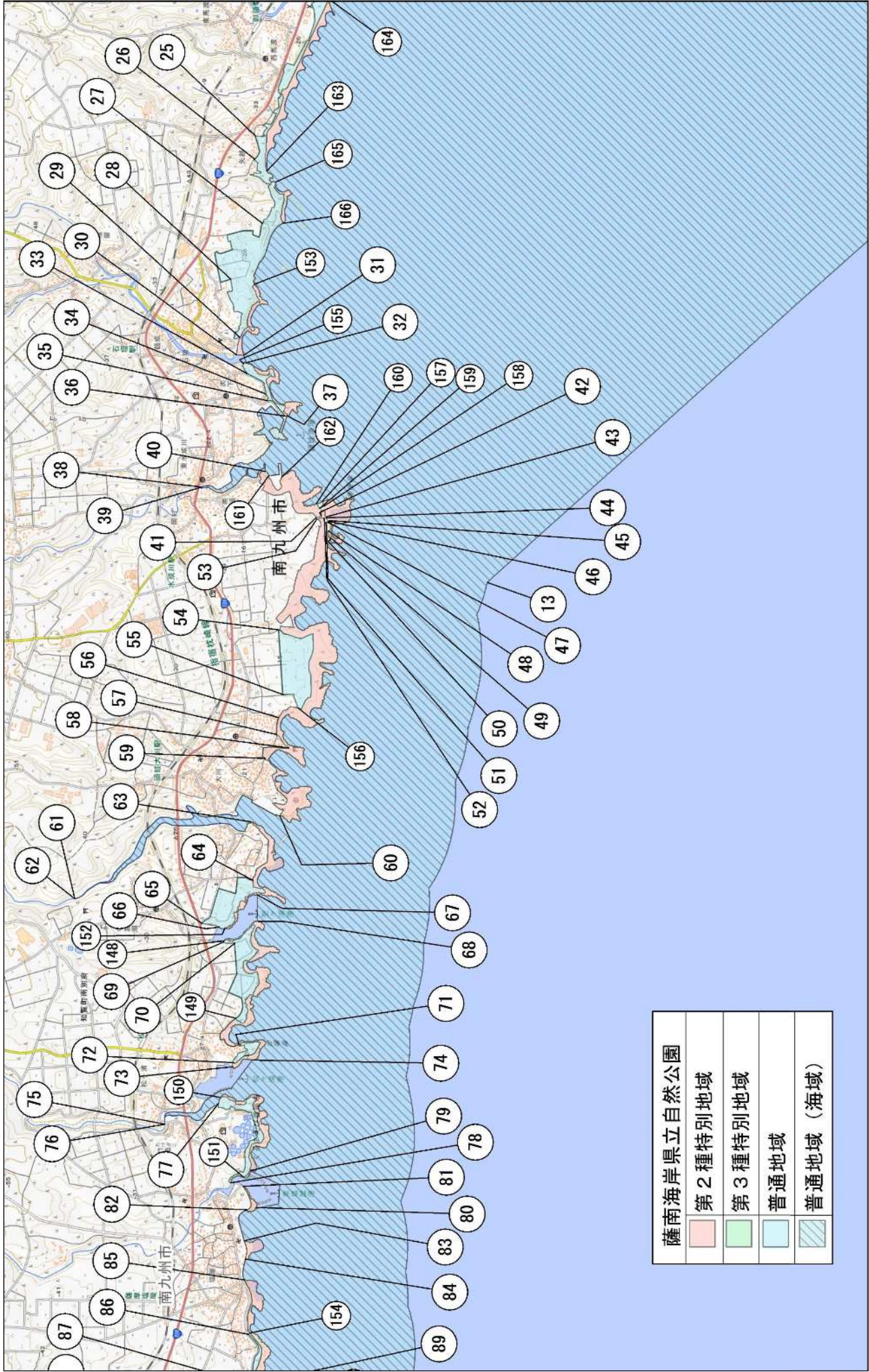
0 0.5 1 2 km

N
W E
S

薩南海岸県立自然公園保護規制計画図2



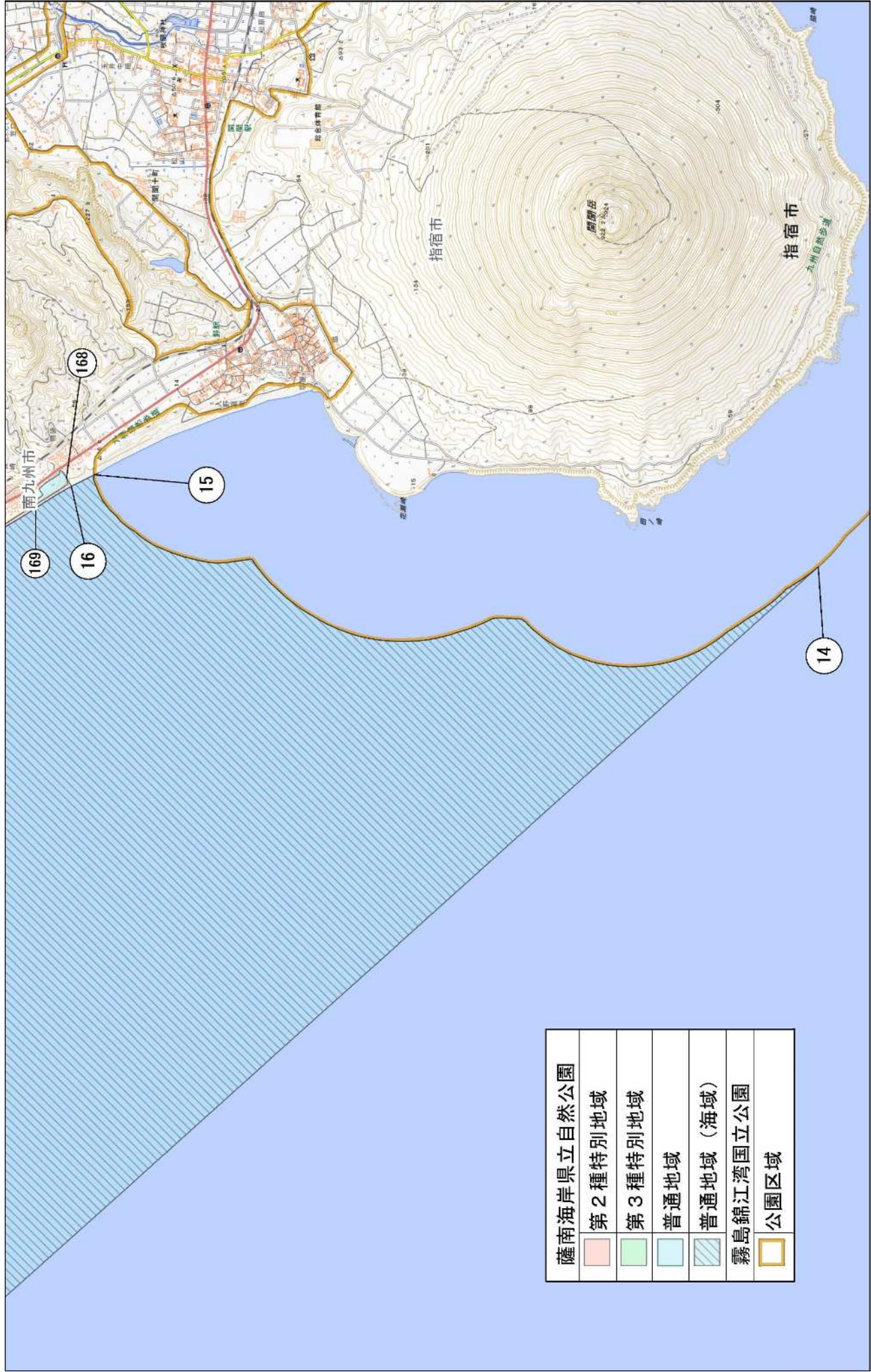
薩南海岸県立自然公園保護規制計画図 3



薩南海岸県立自然公園	
	第2種特別地域
	第3種特別地域
	普通地域
	普通地域(海域)



薩南海岸県立自然公園保護規制計画図 4



薩南海岸県立自然公園
第2種特別地域
第3種特別地域
普通地域
普通地域（海域）
霧島錦江湾国立公園
公園区域



1:25,000

番号	公園区域
1	道路敷(除)界
2	地番界
3	地番界
4	道路敷(除)界
5	地番界
6	道路敷(除)界
7	地番界
8	道路敷(除)界
9	地番界
10	道路敷(除)界
11	汀線界(隠頭岩含む)
12	伏崎池地区境界
13	汀線から沖合1km境界
14	新島新江湾国立公園区域境界
15	新島新江湾国立公園区域境界
16	小畑界
17	道路敷(除)界
18	小畑界
19	道路敷(除)界
20	小畑界
21	道路敷(除)界
22	小畑界
23	小畑界
24	小畑界
25	小畑界
26	道路敷(除)界
27	小畑界
28	道路敷(除)界
29	小畑界
30	林班界
31	汀線界
32	小畑界
33	道路敷(除)界
34	小畑界
35	道路敷(除)界
36	小畑界
37	汀線界(水成川左岸界含む)
38	構造物界(隠頭岩含む)
39	汀線界(水成川右岸界含む)
40	地番界
41	道路敷(除)界

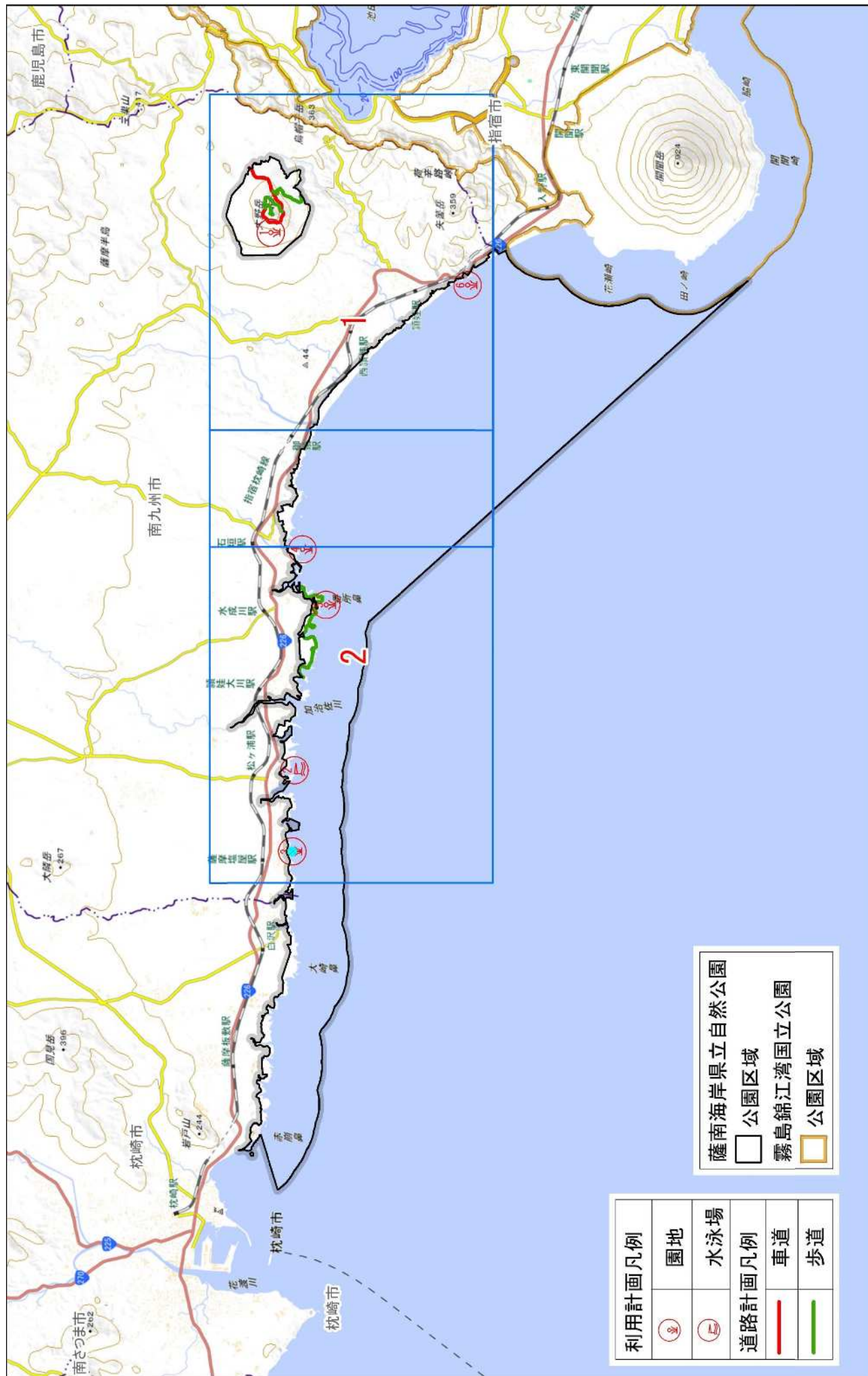
番号	公園区域
42	地番界
43	構造物界(四阿)
44	道路敷(除)界
45	地番界
46	構造物界(建物撤去跡)
47	地番界
48	道路敷(除)界
49	地番界
50	道路敷(除)界
51	構造物界(柱甲場)
52	道路敷(除)界
53	地番界
54	道路敷(除)界
55	地番界
56	道路敷(除)界
57	道路敷(除)界
58	道路敷(除)界
59	小畑界
60	汀線界(加治佐川左岸界含む)
61	構造物界(堰)
62	汀線界(加治佐川左岸界含む)
63	小畑界
64	道路敷(除)界
65	道路敷(除)界
66	小畑界
67	道路敷(除)界
68	汀線界
69	小畑界
70	道路敷(除)界
71	小畑界
72	林班界
73	汀線界
74	道路敷(除)界
75	構造物界(堰)
76	汀線界(竹田川左岸界含む)
77	小畑界
78	道路敷(除)界
79	東塩屋池地区境界
80	汀線界
81	小畑界
82	道路敷(除)界
83	汀線界

番号	公園区域
84	小畑界
85	汀線界
86	小畑界
87	道路敷(除)界
88	小畑界
89	汀線界
90	西塩屋池地区境界
91	汀線界(永沢川左岸界含む)
92	道路敷(除)界
93	国有林界
94	汀線界
95	汀線界
96	白沢津漁港地区境界
97	汀線界
98	国有林界
99	道路敷(除)界
100	地番界
101	道路敷(除)界
102	道路敷(除)界
103	地番界
104	国有林界
105	道路敷(除)界
106	地番界
107	地番界
108	国有林界
109	地番界
110	国有林界
111	地番界
112	隠頭岩界
	保徳町計画
	新2種特別地域
113	汀線界
114	国有林界
115	汀線界
116	国有林界
117	汀線界
118	国有林界
119	汀線界
120	汀線界

121	国有林界
122	国有林界
123	汀線界
124	国有林界
125	汀線界
126	国有林界
127	汀線界
128	国有林界
129	汀線界
130	汀線界
131	国有林界
132	汀線界
133	汀線界
134	汀線界
135	汀線界
136	国有林界
137	汀線界
138	国有林界
139	汀線界
140	国有林界
141	汀線界
142	国有林界
143	汀線界
144	汀線界
145	国有林界
146	国有林界
147	汀線界
148	汀線界
149	小畑界
150	汀線界
151	小畑界
152	汀線界(隠頭岩含む)
153	汀線界
154	小畑界
155	汀線界(隠頭岩含む)
156	小畑界
157	汀線界
158	小畑界
159	汀線界(隠頭岩含む)
160	汀線界

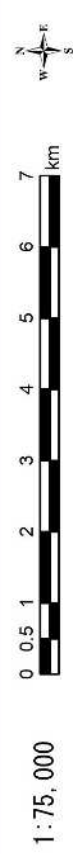
161	汀線界
162	汀線界
163	汀線界
164	小畑界
165	小畑界
166	汀線界
167	汀線界
168	小畑界
169	小畑界
170	小畑界
171	小畑界
172	小畑界
	第3種特別地域
173	道路敷(除)界
174	地番界
175	道路敷(除)界
176	地番界

薩南海岸県立自然公園利用施設計画図 位置図

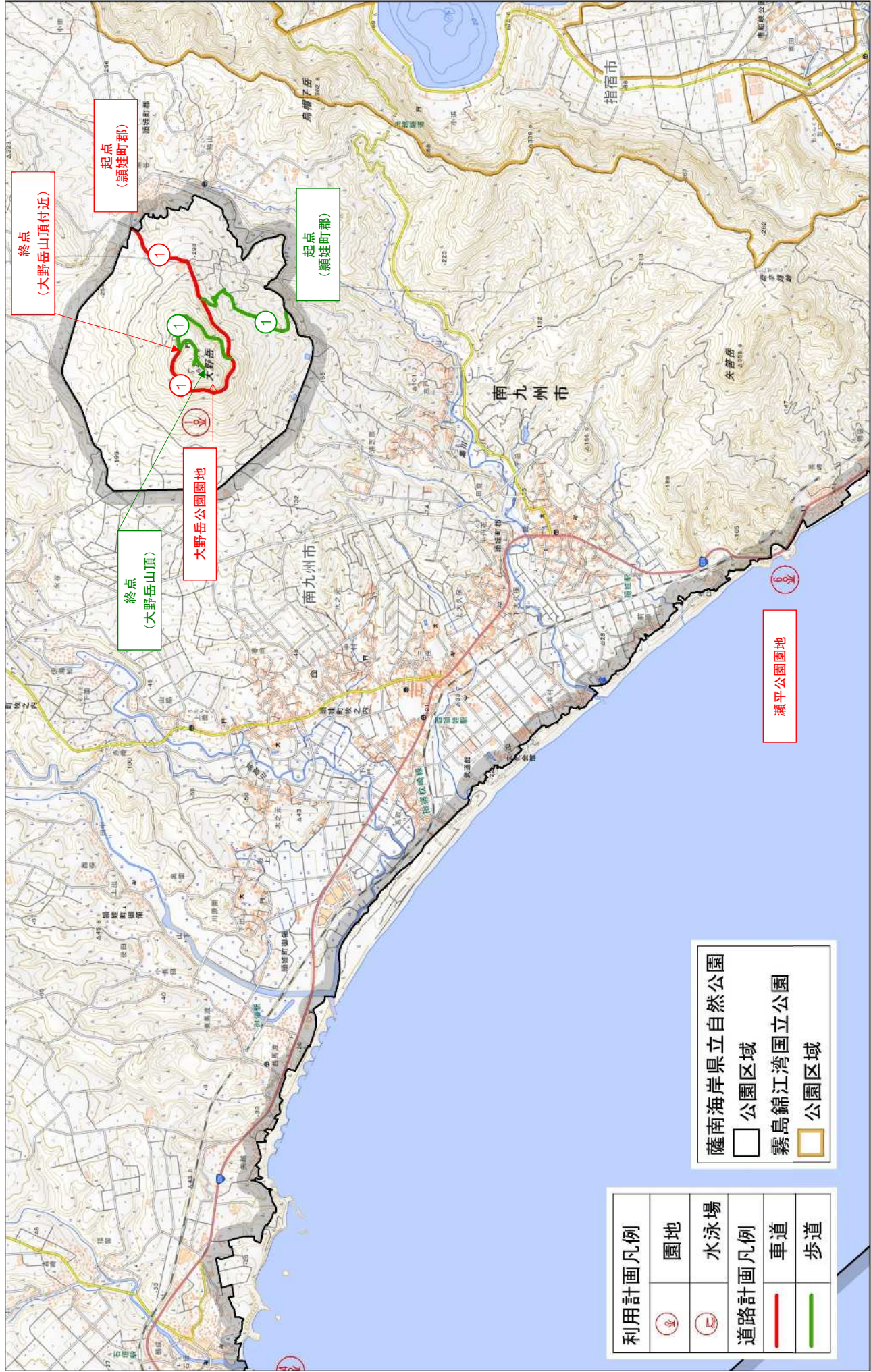


利用計画凡例	
	園地
	水泳場
道路計画凡例	
	車道
	歩道

	薩南海岸県立自然公園
	公園区域
	霧島錦江湾国立公園
	公園区域



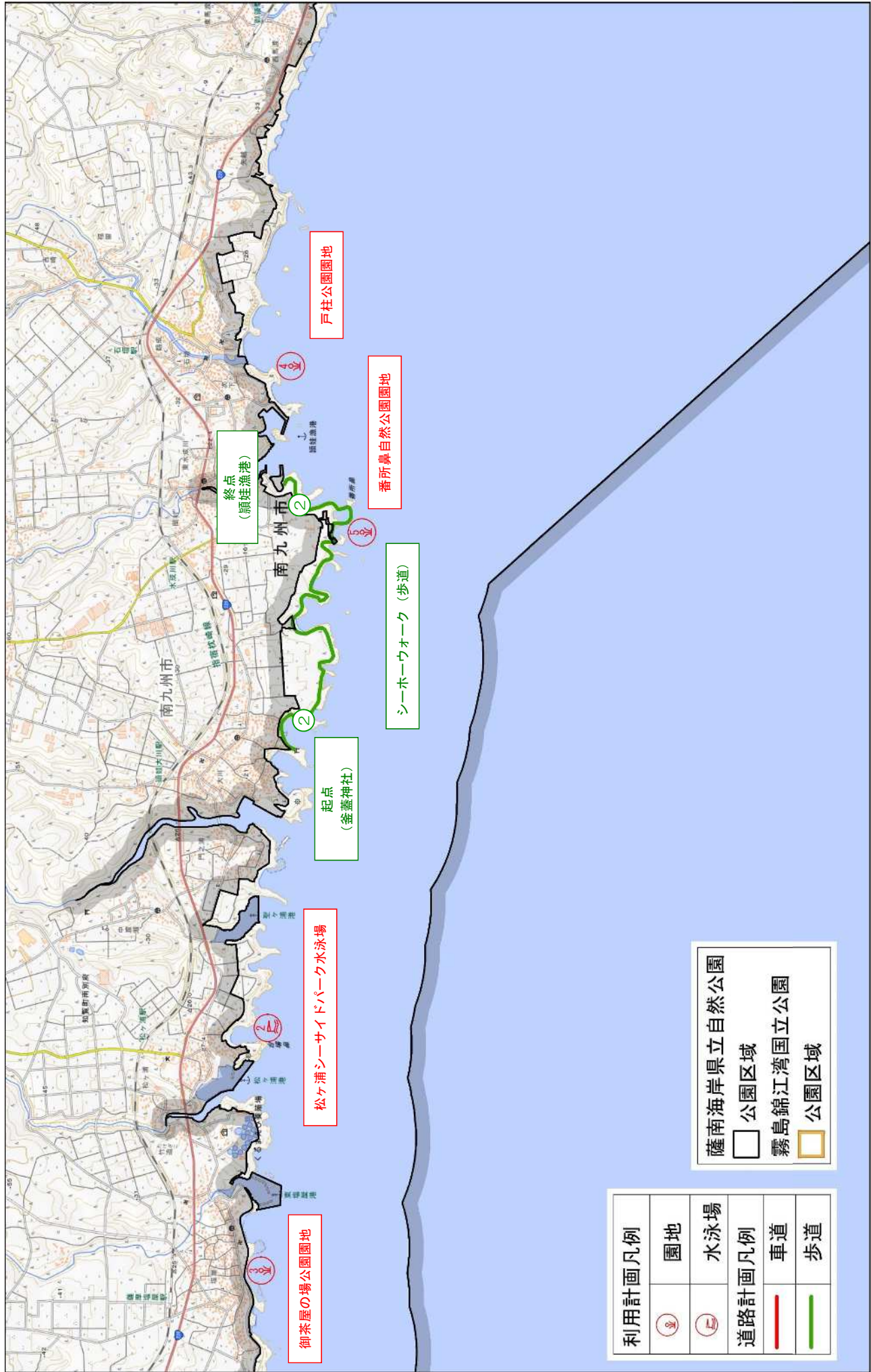
薩南海岸県立自然公園利用設計画図 1



1:25,000



薩南海岸県立自然公園利用施設計画図 2



御茶屋の場公園園地

松ヶ浦シーサイドパーク水泳場

起点
(釜蓋神社)

シーホーウオーク (歩道)

番所鼻自然公園園地

戸柱公園園地

終点
(額住漁港)

薩南海岸県立自然公園	公園区域
霧島錦江湾国立公園	公園区域

利用計画凡例	園地
水泳場	
道路計画凡例	車道
	歩道

1:25,000

